

現場技術業務委託 共通仕様書 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第19条 &lt;略&gt;</p> <p>第20条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、屋外で行う業務の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合は、<b>速やかに安全確保を行うとともに、事故の程度及び夜間・休日の如何によらず直ちに監督職員に連絡しなければならない。また受注者は、発注者報告するとともに、監督職員が指定する期日までに様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員との打合せや指示等がある場合にはそれに従わなければならない。</b></p> <p>第21条～第24条 &lt;略&gt;</p> <p>第25条 保険加入の義務</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2. <b>受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労働保険に付さなければならない。</b></p> <p>第26条～第30条 &lt;略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第19条 &lt;略&gt;</p> <p>第20条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、屋外で行う業務の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指定する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員との打合せや指示等がある場合にはそれに従わなければならない。</p> <p>第21条～第24条 &lt;略&gt;</p> <p>第25条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>第26条～第30条 &lt;略&gt;</p>